

お役立ち情報

フカボリ!



このコーナーでは、皆さまのお役に立つタイムリーな情報を、深掘りしてお届けします。

今回は運送事業者の皆さまに向けて「特定技能外国人ドライバー採用のポイント」をフカボリ!

01

「特定技能」とは何ですか？

国内で人材確保が困難な特定の産業分野において、外国人材の受け入れを目的として創設された在留資格です。現在は介護・建設・農業など16分野が対象。「自動車運送業分野」は2024年3月に追加承認され、同年12月から特定技能1号(在留期間5年)の受け入れが開始されました。

02

外国人を受け入れる「企業」の要件は？

企業が特定技能外国人ドライバーを受け入れるためには、以下の要件に適合しなくてはなりません。

- ①道路運送法上の自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業など)を営んでいること。
- ②「自動車運送業分野特定技能協議会」の構成員になること。
- ③「働きやすい職場認証制度」または「Gマーク制度」の認証を取得していること。

03

外国人が「自動車運送業分野」の特定技能1号の在留資格を得るための条件とは？

外国人が特定技能の在留資格で働くためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①「自動車運送業分野」特定技能1号評価試験の合格。
- ②日本語能力試験(N4以上など)の合格。
- ③日本の自動車運転免許(第1種運転免許)の取得。

04

具体的にはどのような手順で採用できるの？



海外から外国人材を採用するには、外国人材の紹介を行う登録支援機関を通じて行るのが一般的です。登録支援機関のサポートにより、海外で特定技能評価試験と日本語能力試験を受験し、合格した人材が来日します。入国後6カ月間(トラックの場合)の特定活動期間中に外免切替などで日本の自動車運転免許を取得して、特定技能第1号の在留資格を申請する手順が一般的です。

05

採用するときの留意点はこちら



- ①採用後の交通事故や違反を防止するため、なるべく日本と類似した交通ルールの国から人材を採用する(左側通行、右ハンドルなど)。
- ②受け入れ企業側に職業生活、日常生活、社会生活上の支援義務があり、住宅の手配や役所の手続き、その他日常生活サポートが求められる。
- ③登録支援機関の手数料など、外国人受け入れに伴う諸費用が掛かる。
- ④入国後の特定活動期間中(トラックの場合6カ月)に自動車運転免許が取得できない場合は採用できず、本人は帰国することになる(25年10月から外免切替試験の難度が上昇)。
- ⑤労働条件は日本人労働者と同等にする必要がある。
- ⑥採用後に本人が異国の地で孤立しないよう、特に親密なコミュニケーションと丁寧な指導・研修が必要となる。

以上のように、特定技能外国人ドライバーの採用は日本人の採用とは異なる留意点がありますが、ドライバーの人材不足は深刻であり、働く意欲の高い若年労働者を採用する選択肢のひとつとして検討してみてもいかがでしょうか。